

改正後

目次（現行のとおり）

第一条から第三十七条まで（現行のとおり）

（屋内消火栓設備に関する基準）

第三十八条（現行のとおり）

一 令別表第一〔十六〕項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、特定主要構造部（建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては、三千平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は同条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては、二千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては千平方メートル以上のもの

二 令別表第一各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が五以上のもの（特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が不燃材料で造られているもので、五階以上の階の床面積の合計が百五十平方メートル（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては三百平方メートル）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、五階以上の部分が床面積の合計百五十平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては三百平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁若しくは防火戸で区画されているものを除く。）

三（現行のとおり）

2から4まで（現行のとおり）

第三十九条から第四十条の二まで（現行のとおり）

（自動火災報知設備に関する基準）

現行

目次（略）

第一条から第三十七条まで（略）

（屋内消火栓設備に関する基準）

第三十八条（略）

一 令別表第一〔十六〕項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては、三千平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は同条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては、二千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては千平方メートル以上のもの

二 令別表第一各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が五以上のもの（主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、五階以上の階の床面積の合計が百五十平方メートル（主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては三百平方メートル）以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、五階以上の部分が床面積の合計百五十平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものにあつては三百平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁若しくは防火戸で区画されているものを除く。）

三（略）

2から4まで（略）

第三十九条から第四十条の二まで（略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第四十一条 (現行のとおり)

一 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が二百平方メートル以上のもの

二 令別表第一〔十六〕項口に掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、二階以上の階を同表(五)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三及び四 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

一 小規模特定用途複合防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。)の部分のうち、令別表第一(五)項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

二及び三 (現行のとおり)

5及び6 (現行のとおり)

第四十二条から第六十八条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第七まで (現行のとおり)

第四十一条 (略)

一 令別表第一(五)項口に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)で延べ面積が二百平方メートル以上のもの

二 令別表第一〔十六〕項口に掲げる防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。)のうち、二階以上の階を同表(五)項口に掲げる用途に供するもので、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

三及び四 (略)

2及び3 (略)

4 (略)

一 小規模特定用途複合防火対象物(主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。)の部分のうち、令別表第一(五)項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの

二及び三 (略)

5及び6 (略)

第四十二条から第六十八条まで (略)

別表第一から別表第七まで (略)